

関西電力株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、関西電力株式会社と称する。英文では The Kansai Electric Power Company, Incorporated と記す。

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気事業
- (2) ガス事業
- (3) 熱供給事業
- (4) エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送
- (5) エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守
- (6) 電気通信事業
- (7) 情報処理及び情報提供サービス事業
- (8) 放送事業
- (9) 不動産の売買、賃貸借及び管理並びに不動産投資顧問業
- (10) ホテル事業
- (11) 介護サービス事業
- (12) 鉄道及びバスによる運輸事業
- (13) 土木・建築に関する調査、設計、施工及び監理
- (14) 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの
販売
- (15) 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、大阪市において発行する朝日新聞及び毎日新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、17億8,405万9,697株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。

(株式取扱規則)

第12条 本会社の株式に関する取扱及び手数料は、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。
(基準日)

第13条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告の上、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集の時期及び招集者)

第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。

2 前項により定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役又は執行役がこれに当る。

2 前項により定めた取締役又は執行役に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。

(決議の要件)

第17条 株主総会の決議は、法令の規定によるべき場合又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第20条 本会社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。

(取締役会及びその招集通知)

第 23 条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

- 2 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集する。
- 3 前項により定めた取締役に事故があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。
- 4 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第 24 条 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれに当る。

- 2 前項により定めた取締役に事故があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。

(取締役会の権限)

第 25 条 取締役会は、本会社の重要な業務執行を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

- 2 取締役会は、その決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、本会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。

(取締役会の決議の要件)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

- 2 本会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。

(役付取締役)

第 28 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長を選定することができる。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 30 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(各委員の選定方法)

第31条 本会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員及び委員長は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(各委員会の権限等)

第32条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会の権限その他の各委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める各委員会規則による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された執行役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。

(代表執行役及び役付執行役)

第35条 取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、執行役社長1名を置くほか、執行役副社長その他の役付執行役各若干名を置くことができる。

(執行役の責任免除)

第36条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 本会社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第38条 本会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

2 前項の配当が、支払開始の日から5年を経過してもなお受取られないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

(中間配当)

第 39 条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を行うことができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項にこれを準用する。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 第 96 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為については、なお変更前の定款第 39 条第 1 項の規定を適用する。